

# 神戸市 建設リサイクル法 Q&A R2.10.1 改訂

**Q1** 特定建設資材（コンクリート・木材・アスファルト）が少量しか排出しないが対象になるのか？

**A1** 特定建設資材の発生量が少量であっても対象になります  
また、特定建設資材の使用も対象になります

**Q2** 法10条に規定する「7日前」とは？

**A2** 提出日を含んだ日数とします

(例) 4月1日を提出日とした場合4月8日から工事に着手することができます

月	火	水	木	金	土	日	月
4月1日 (提出日)	4月2日 (6日前)	4月3日 (5日前)	4月4日 (4日前)	4月5日 (3日前)	4月6日 (2日前)	4月7日 (1日前)	4月8日 (工事着手)

**Q3** 工事着手とみなす作業は？

**A3** 実際に現場で新築・解体等の工事を始める日(工事のための仮設が必要な場合は仮設工事の着手日から)を工事着手日とみなします

**Q4** 工事が複数（解体工事と新築工事など）ある場合、届出はどう行ったらよいか？

**A4** 様式第1号の届出書の工事の種類に複数記入し、別途必要書類を添付してください  
届出書を2件分用意していただく必要はありません

**Q5** 工事着手後に契約変更により、対象建設工事となった場合、届出は必要なのか？

**A5** 必要です

工事に着手している以上、届出書としては受付できないので、建設リサイクル法42条1項に基づく「報告」として受理します。(届出済証は発行しません)

提出書類は、従来の届出書と同じです

(窓口にて「契約変更」と「42条1項報告」の押印をします)

**Q6** 工事場所が神戸市と他府県市町を含み、複数ある場合、届出の提出先はどこになるのか？

**A6** 複数の提出先に提出して頂きます。

提出時期は神戸市での着手日の7日前となります。

**Q7** 1本の契約に対象工事と対象外工事が含まれる場合、届出はどう提出すればよいのか？

**A7** 対象工事のみの内容で届出書を提出してください。

提出時期は契約工事の着手日の7日前となります。

また1本の契約で新築工事と新築工事に伴う外構工事が含まれており、外構工事のみが対象になった場合、**新築工事の着手日の7日前**に提出する事となります。

**Q8** 工事着手後に届出書を提出することは出来るか？

**A8** 工事着手後に届出書を提出することは出来ません。

しかし、工事対象外の工事が施工中に契約変更により対象工事になった場合は、届出書一式を窓口にご持参ください。

**Q9** 基礎・基礎杭のみを解体する場合は、建築物として扱うのか？

**A9** 建築物としては扱いません。工作物として扱います。

一連の工事で、基礎・基礎杭まで解体する場合は、建築物として扱います。

**Q10** 建築物にアンテナなどの設備機器を設置する場合、工事種別は何になるのか？

**A10** 基本的に工作物として扱います。しかし工事種類として多種多様なものがあるため、判断に迷う場合は窓口にご相談ください。

**Q11** 罹災した建物の延床面積の算定方法は？

**A11** 罹災する直前の延床面積として考えます。

その他の災害における罹災建築物及び老朽化による腐朽建築物においても同様とします。

**Q12** プラント工事は建築物の改修工事なのか、それとも建築物以外の工事として扱うのか？

**A12** 建築物以外の工事として扱います。

**Q13** PFI 工事の場合、発注者はどうなるのか？

**A13** 工事発注者の民間事業者となります。

そのため法 10 条の届出書を提出してください。

**Q14** 自主施工とは何か？

**Q14** 建設工事を全て1つの会社（自社）で施工させることを言い、工事の一部を他社に請け負わせる場合は請負となります。

**Q15** 建設業「とび・土工工事業」で解体工事を行えるのか？

**Q15** 行えません。

建設業法の改正により平成 28 年 6 月 1 日から「解体工事業」が新設され、「とび・土工工事業」では、平成 31 年 6 月 1 日以降、解体工事を行うことが出来ません。

**Q16** 災害緊急施工（緊急メモ工事）で、届出することができず着工した場合、どのようにすればよいのか？

**A16** 工事着手後では届出書（通知書）を提出することはできず、その場合は建設リサイクル法42条1項に基づく「報告書」を別途作成いただき、提出を求めています。

ただし、災害等のやむを得ない状況で緊急を要するとして着手した場合、その旨が分かる施工決裁などの書面の写しを添付していただければ、従来の届出書を「報告書」として受理します。

例：押印済みの緊急メモ工事の施工決裁など

※その他の書類は従来要求しているものと同じです。

窓口にて「緊急メモ」と「42条1項報告」の押印をし、副本を交付します。（届出済証は発行しません。）